

答申書

第1 審査会の結論

諮問実施機関（奥州市長）の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成28年7月15日、諮問実施機関に対して、奥州市情報公開条例（平成18年奥州市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、下記の行政文書について行政文書開示請求を行った。

No.	文書年月日	文書・資料等の内容(項目)	種類
13	平成26年7月1日	プロポーザル企画提案書(東北SPC(株))	提案書
14	平成26年7月11日	プロポーザル企画提案書((株)洗陽電機)	提案書
15	平成26年7月11日	プロポーザル企画提案書(TakeEnergyCorporation(株))	提案書
16	平成26年7月14日	プロポーザル企画提案書(自然電力(株))	提案書
17	平成26年7月14日	プロポーザル企画提案書(大和エネルギー(株))	提案書
18	平成26年7月14日	プロポーザル企画提案書((株)JAPAN 丸丙)	提案書
29	平成26年7月22日	第2回奥州市メガソーラー設置・運営事業者選考プロポーザル評価委員会 復命書	復命書
32	平成26年8月1日	第3回奥州市メガソーラー設置・運営事業者選考プロポーザル評価委員会 復命書	復命書

※本件対象文書は、奥州万年の森における太陽光発電事業に係る発電事業者選定のため、奥州市メガソーラー設置・運営事業者選考プロポーザル評価委員会設置要領に基づき設置された評価委員会の第2回及び第3回の復命書並びに奥州万年の森公園大規模太陽光発電施設設置・運営事業者公募要領に基づき応募のあった7社のうち、優先交渉事業者分を除く6社から提出のあったプロポーザル企画提案書である。

2 諮問実施機関の決定

諮問実施機関は、平成28年7月22日、本件開示請求に対して、開示請求のあった行政文書のうち、企画提案書（No.13からNo.18までに対応する文書）については、条例第7条第3号及び第6号に該当することを理由に非開示決定とし、復命書（No.29及びNo.32に対応する文書）については、条例第7条第5号に該当することを理由に審査内容に関わる部分を非開

示決定とし、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成 28 年 7 月 28 日、当該処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「法」という。）第 2 条の規定により、諮問実施機関に対し審査請求を行った。

審査請求を受けた諮問実施機関は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 29 条第 2 項及び第 5 項の規定により弁明書を作成し、同年 9 月 20 日付けで審査請求人に送付した。これに対し審査請求人は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 30 条の規定に基づき同年 10 月 4 日付けで諮問実施機関に反論書を提出した。

4 諮問

諮問実施機関は、平成 28 年 10 月 21 日、奥州市情報公開・個人情報保護審査会に対して、条例第 18 条第 1 項の規定に基づき当該審査請求につき諮問を行った。

当審査会は、同日、審査会を開催し、当該諮問に応じ当該審査請求について審議を行った。その際、当審査会は、諮問実施機関及び審査請求人から奥州市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）第 9 条の規定に基づく申立てを受けて、諮問実施機関及び審査請求人から口頭意見陳述を受けた。また、同日の審議の過程において、当審査会は、諮問実施機関に対し、審査会条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、非開示決定とした企画提案書の提示を求め、提示を受けた。また、諮問実施機関に対し、同条例第 8 条第 3 項の規定に基づき、審査内容に関わる部分を非開示決定とした復命書について、墨塗りしていない状態で、かつ、非開示とした部分が分かる形で提出するよう求め、提出を受けた。加えて、第 1 回の評価委員会復命書についても提出を求め、提出を受けた。なお、これらの資料は、審査会条例第 12 条第 1 項ただし書の規定に該当するものと認められるため、同項の規定による審査請求人への送付は、行わないものとした。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

条例第 5 条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成 28 年 7 月 22 日付け奥政第 315 号により諮問実施機関が行った部分開示決定を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述の内容を要約すると、概ね次のとおりである。

(1) 全体として

- ・事業者の選考が、公平・公正に行われたかどうかを検証するためには、選考経過、企画提案書等を情報開示すべきである。優先交渉事業者と評価委員の関係、委員選定及び公

募要領の作成過程等に疑惑があるなど、これほど大きな問題となっている業者選定に関わる部分について非開示とすることは、市民への説明責任を放棄したことになり、市政に対する信頼を失うことになる。条例の目的は「市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加を促進し、もって公正で開かれた市政の推進に寄与すること」である。条例第1条に鑑み、諮問実施機関は、事業者決定に至る説明責任を果たすべきである。

- ・条例第7条各号に限定列記する要件に該当する場合のみ文書は非開示とすることができるが、決定通知書にはどの要件をもって非開示としたかの明示がないことから、非開示とする理由はない以上、当然開示すべきである。
- ・非開示理由の該当条項が明示されていないため定かではないが、条例第15条第1項ないし第2項では、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されているときは、当該情報に係る第三者に対し意見書を提出する機会を与えることとされ、同条第3項において、第三者が行政文書の開示に反対の意思を示した場合は、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない、とされている。当該部分開示決定に当たっては、開示決定の日と開示を実施する日は同日（平成28年7月22日）である。したがって、第三者に対して意見書を提出する機会を与えたとは想定できず、このような重大な瑕疵のある事務手続きによってなされた処分に妥当性はない。

(2) 企画提案書について

- ・公募要領には、企画提案書を「非公開とする」とは明記されていない。プロポーザル方式による契約は、例外として認められる随意契約であり、契約の相手方の選定の公正性及び合理性が担保されていなければならない。企画提案書が公表されなければ、それらの検証ができず、随意契約を行った妥当性を担保できない。
- ・従って、企画提案書には、広く一般の監視、批判にさらされることが要請されていたものであり、その開示によって応募者の保護に値する技術的な企業秘密・ノウハウ等の侵害（当該事業者の権利利益を侵害すること）が生ずることにはならない。市は、「(企画提案書を公開することは)当該事業者の利益に損失を与えることになりかねない」とするが、開示で直ちに利益の損失を与える内容を具体的に明示しなければ、その損失の程度は分からず、結果、奥州市情報公開条例の制定の目的である「市民の知る権利を明らかにすること」との比較衡量が全くできない。
- ・企画提案書は、奥州市前沢区の万年の森地内でメガソーラー事業を行うための限定された特定の提案であり、公表しても他では利用できるものでもなく、事業者の権利や利益を侵害する客観的根拠がない。そうすると、将来的な「市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」も存在しない。
- ・著作権で保護される著作物は、思想や感情を創造的に表現したもので、文芸・学術・美術・音楽の範囲に属するものとされている。事実・データ・アイデアなどは著作物には当たらないため、著作権法では企画提案書のアイデア自体を保護することはできない。一方で、企画書の中の文章や絵は表現なので、著作権の保護対象になる。しかし、著作物を不当に利用し利益を得たりすることを防止するために著作権法があるのであり、著

作権の保護の対象と企業秘密が同等であるとは言えない。何が企業秘密に当たるのかは、客観的に証明されなければならない。

(2) 復命書について

- ・市は、非開示理由として「本件事業と同種又は同様の事業に限らず、市が担任する事務事業の全てに波及する」とするが、プロポーザル方式による契約は例外として認められた特命随意契約であり、その透明性・公平性を確保し実施しなければならない。一般競争入札では事業者名・価格情報を公開することが義務づけられている。プロポーザル方式での随意契約の場合は、事業者の選定等における評価委員の審査状況が明らかにならない限り、公平・公正な選考であったか判断できない。そのため、他の自治体では事前に評価基準・配点表等を公表し、事後に審査内容や採点結果等を公表することで、説明責任を果たすことに努めているが、市は、その流れに反している（市においても、平成27年度の水道料金収納等業務包括民間委託の際は、配点表を事前公表し、議会にも説明をしてから公募を行っており、選定結果についても審査得点表が記載された報告書を公開している。）。
- ・市が平成26年10月21日の奥州市議会全員協議会において市議会議員及び報道機関に発表した内容は、評価委員会の開催及び内容と優先事業者の決定を示したものであり、審議の経過及び結果を説明したものであるとは到底解せない。また、議員からの要望により「評価結果については、契約が締結次第公表する。」と答弁しているのに、未だに公表されていない。設置要領第7条第2項において、「評価委員会における審議の経過及び結果は、優先交渉事業者を選定した後に公表する」とされており、非開示とする理由は存在しないにも関わらず、これに反する取扱いである。市は、「当該委員会において公開すべき項目を限定することが決定されている」「反故に（することは）、（中略）委員からの市に対する信用を失墜させることになりかねない」とするが、復命書が公開されなければ、どのような経緯で、どのような項目の公開を限定すべきと決定したのか、その理由が分からず、妥当性も検証できない。委員会が非公開とすべきとした項目が、設置要領の規定に反する可能性もある。また、全員協議会での答弁を反故にし、公表しないことは「市に対する信用を失墜させることになる」ものではないと解していることに他ならず、全くもって議会軽視(市民軽視)と言わざるを得ない。
- ・評価委員の専門的知見に基づく発言について、後からその議論が公表されることによって、市がいう「公私にわたる諸活動への影響が危惧される」とか「議事における積極的な発言や議論を抑制し、又はこれらを避けることとなり、ひいては、適切な審査、評価、決定が期待できなくなる」ことなど到底ありえない。仮に本心から当該委員がそのように考えたとしたら、当該評価委員の専門的知見は、後世の批判に耐えられない、誤った、偏った、未成熟な意見であったことを自白するものである。また、市も「審査に関わる部分について開示することは、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると判断した」とするならば、市自身、評価委員の専門的知見は、後世の批判に耐えられない意見・評価であったと認めるものにほかならない。この場合にあっては、これは当該評価委員を選任した市の評価委員選任の過誤の問題であり、情報公開を部分

開示とする事情とはなりえない。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された弁明書及び口頭意見陳述の内容を要約すると、本件処分の理由等については、概ね次のとおりである。

1 本件処分の理由等

(1) 企画提案書について

- ・企画提案書については、公募要領に明記はしていないが、市としては非公開の取扱いとしており、事前に確認を求めてきた提案事業者にも、その旨を明言している。
- ・企画提案書には、それぞれの企業が考える提案書の構成や、事業運営方法、施工方法、維持管理計画、リスクマネジメント、収支計画、地域貢献内容など、独自のアイデアが含まれていることから、公募要領においても、応募書類の著作権は応募者に帰属すると明示をしており、企業の秘密に当たると判断している。また、以前に議会の百条委員会から資料請求があった際に、事業者アンケートをとってその意向を確認した経緯があり、設問は2つ、市では企画提案書は非開示という考えでいるがどう思うか、という問には、5社が市の考えに賛成、1社が反対、1社は未回答で、2問目に開示することについてどう考えるかという質問には、5社が非開示、1社が開示、未回答が1社という状況であり、概ね事業者と市の考えは同じであった。
- ・企画提案書を求めに応じて開示することは、当該事業者の利益に損失を与えることになりかねず、ひいては、市に対する事業者の信用を失墜することになりかねない。これから市においてプロポーザル方式により事業を実施しようとした際には、企画提案書が開示され、企業秘密やノウハウ等が流出することを危惧した事業者から、適切な企画提案書の提出が期待できなくなり、よって、市にとって最も有益となる提案がなされないおそれがある。このことは、本件事業と同種又は同様の事業に限らず、市が担任する事務事業の全てに波及するものであり、市の信用の失墜により、今後、市で推進しようとする施策に係る事務事業の有効かつ効果的な実施が困難となる蓋然性が生じる。
- ・以上の理由により、本件文書を開示することが、当該事業者の権利、利益を害するおそれがあり（条例第7条第3号の非開示情報に該当）、また市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断したものである（条例第7条第6号の非開示情報に該当）。

(2) 復命書について

- ・評価委員会における事業者選考時にそれぞれの委員が発言した審議内容及び事業者に対して付した点数の内容については、設置要領において、非公開を原則とする旨が定められており、また、当該委員会において公開すべき項目を限定することが決定されている。非公開を前提としていることから、委員は、駄目なものは駄目と、かなり直接的な言い方をしている。当然、これが公表されれば、言われた企業は良い気分はしないと思われるため、そういった意味で委員の評判を落としてしまう可能性がある。
- ・また、設置要領等の取決めを反故にし、当該内容を開示することは、委員からの市に対する信用を失墜させることにほかならない。今後、市においてプロポーザル方式により

事業を実施しようとした際の事業者選定時には、評価委員となった者が、それぞれの発言等が明らかになることによる公私にわたる諸活動への影響を危惧することに伴い、議事における積極的な議論や発言を抑制し、又はこれらを避けることとなり、ひいては、適切な審査、評価、決定が期待できなくなり、よって、市にとって最も有益となる事業者が選定されないおそれがある。このことは、本件事業と同種又は同様の事業に限らず、市が担任する事務事業の全てに波及するものであり、市の信用の失墜により、今後、市で推進しようとする施策に係る事務事業の円滑な実施が困難となる蓋然性が生じる。

- ・以上の理由により、復命書のうち、審査内容に関わる部分について開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると判断したものである（条例第7条第5号の非開示情報に該当）。
- ・第2回の復命書に、帝国データバンクが各企業をランク付けした評価点が記載されているが、帝国データバンクから購入した情報は市の内部利用ができるだけで、それが公表されて、損害が発生すれば、その損害は市が負うことになってしまう。また、そのデータを使って評価の参考としている部分があるので、評価シートの点数についても、一部はこの理由により公表できないものと考えている。

2 審査請求人が主張する事項に対する説明

(1) 非開示理由がない

上記の理由により非開示とする旨通知をしており、「率直な意見の交換や中立性が不当に損なわれるおそれがある」部分については、条例第7条第5号に該当し、「当該事業者の権利利益を害するおそれがある」部分は同条第3号、「市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」部分は同条第6号に該当する。

※弁明書では、該当する条項の記載に誤りがあったが、口頭意見陳述において訂正があったとおり記載

(2) 設置要領第7条第2項で「評価委員会における審議の経過及び結果は、優先交渉事業者を選定した後に公表する。」とされているので公表すべき

※弁明書では、「設置要領第7条第1項」と記載されていたが、口頭意見陳述において訂正があったとおり記載

結果についてはホームページで公表しており、経過についてはホームページで公表していなかったものの、平成26年10月21日の奥州市議会全員協議会において、市議会議員及び報道機関に対し、次のとおり発表している（資料の一部を下記に抜粋）。

2 評価委員会会議の開催及び内容		
開催日	内 容	備 考
第1回 (H26.7.8)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱及び委員長・副委員長の決定 ・参加登録業者の報告・評価基準の決定 ・スケジュールの確認 	参加登録業者 13社
第2回 (H26.7.22)	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案の評価 ・プレゼンテーション実施事業者の選定 	企画提案業者 7社 7社 ⇒ 4社
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションによる優先交渉事業者及 	優先交渉事業者 1社

	(H26.8.1)	び次点の選定・市へ報告	次点事業者	1社
3	優先交渉事業者等の決定			
1	優先交渉事業者	株式会社 NTT ファシリティーズ		
2	次点事業者	自然電力 株式会社		

(3) 事務手続き上の瑕疵

条例第15条の趣旨は、本来非開示とすべき情報を開示すべき場合は、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることによって、慎重かつ公正な開示決定等をするという趣旨であり、今回のように非開示とする決定を対象とするものではない。また、開示決定と開示実施日が同日であるのは、請求者の意向に最大限配慮をしたものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、行政文書の開示等を求める市民の知る権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加を促進し、もって公正で開かれた市政の推進に寄与すること」を目的として定められたものであり（第1条）、行政文書の開示を原則としているが、開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な運営が損なわれたりするなど公益を害することがないように、条例第7条各号において、原則公開の例外（非開示情報）を定めている。

当審査会は、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、判断するものである。

2 本件対象文書について

本件処分において、諮問実施機関は、開示請求があった行政文書のうち、復命書については「審査内容に関わる部分」を非開示とし、企画提案書については全てを非開示としている。

以下、審査請求人及び諮問実施機関の主張並びに本件対象文書の見分結果に基づき、非開示情報該当性等について検証する。

3 企画提案書の非開示情報該当性について

- (1) 諮問実施機関は、企画提案書には、「それぞれの企業が考える提案書の構成や、事業運営方法、施工方法、維持管理計画、リスクマネジメント、収支計画、地域貢献内容など、独自のアイデアが含まれていることから、公募要領においても、応募書類の著作権は応募者に帰属すると明示」しており、開示することで、「当該事業者の権利、利益を害するおそれ」があり、条例第7条第3号の非開示情報に該当すると主張する。また、「企画提案書を求めに応じて開示することは、(中略)市に対する事業者の信用を失墜することになりかね」ず、「これから市においてプロポーザル方式により事業を実施しようとした際には、企画提案書が開示され、企業秘密やノウハウ等が流出することを危惧した事業者から、適切な企画提案書の提出が期待できなくなり、よって、市にとって最も有益となる提案がなされないおそれ」があり、「このことは、本件事業と同種又は同様の事業に限らず、市が

担任する事務事業の全てに波及するものであり、市の信用の失墜により、今後、市で進めようとする施策に係る事務事業の有効かつ効果的な実施が困難となる蓋然性が生じるため、「市の事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある」として、条例第7条第6号の非開示情報に該当すると主張する。

これに対し、審査請求人は、公募要領には「企画提案書を「非公開とする」とは明記されていない」とし、プロポーザル方式による契約の公正性及び合理性を検証するため開示されるべきであり、「開示で直ちに利益の損失を与える内容」を市が具体的に明示しなければ、「奥州市情報公開条例の制定の目的である「市民の知る権利を明らかにすること」との比較衡量が全くできない。」と主張する。以上の理由から、「将来的な「市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」も存在しない」とし、条例第7条第3号及び第6号の非開示情報には該当しないと主張しているものである。

(2) はじめに、条例第7条第3号の該当性について検討する。

条例第7条第3号では、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの」は、非開示情報とされており、「次に掲げるもの」として、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」及び「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人において通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」が規定されている。

当審査会が、諮問実施機関から提示のあった企画提案書を見分したところ、諮問実施機関が主張するように、その記載内容は定型化されたものではなく、事業者ごとに大きく異なるものであり、資金調達手段等の情報が含まれていることが認められた。

こうした提案には、各事業者の企業秘密やノウハウ等が含まれるものと認められ、公開した場合、他社が労せずしてそのノウハウを入手可能となり、提案者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

すなわち、企画提案書には、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が含まれていることから、条例第7条第3号アの規定により、非開示情報に該当するものである。

(3) 次に、条例第7条第6号の該当性について検討する。

条例第7条第6号では、「市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報とされており、「次に掲げるおそれ」のあるものとして、アからオまでが例示として列挙されている。

諮問実施機関によると、企画提案書については、「公募要領に明記はしていないが、市と

しては非公開の取扱いとしており、事前に確認を求めてきた提案事業者にも、その旨を明言して」おり、これに対して当該情報を開示することは、「市に対する事業者の信用を失墜する」ことになり、「これから市においてプロポーザル方式により事業を実施しようとした際には、企画提案書が開示され、企業秘密やノウハウ等が流出することを危惧した事業者から、適切な企画提案書の提出が期待できなくなり、よって、市にとって最も有益となる提案がなされないおそれ」があり、「このことは、本件事業と同種又は同様の事業に限らず、市が担任する事務事業の全てに波及するものであり、市の信用の失墜により、今後、市で推進しようとする施策に係る事務事業の有効かつ効果的な実施が困難となる蓋然性が生じる」と主張するが、諮問実施機関の当該主張には、理由があるものと認められる。

すなわち、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と認められる情報が含まれていることから、条例第7条第6号の規定により、非開示情報に該当するものである。

(4) 諮問実施機関及び審査請求人のいずれにおいても、企画提案書の著作権に関して付言しているため、これについても検討する。

諮問実施機関は、「企画提案書には、それぞれの企業が考える提案書の構成や、事業運営方法、施工方法、維持管理計画、リスクマネジメント、収支計画、地域貢献内容など、独自のアイデアが含まれている」旨を主張したうえで、その「応募書類」に著作権があるものとしている。一方、審査請求人は、企画提案書のうち、「事実・データ・アイデアなどは著作物ではない」とする一方において、「文章や絵は表現なので著作権の保護の対象となる」旨を主張している。

諮問実施機関及び審査請求人のそれぞれが主張する、企画提案書における著作権の対象となる範囲は、必ずしも一致するものではないが、少なくともその一部に著作権の対象となる部分、つまり、著作物が含まれることは、双方とも認めているところである。

著作権法第18条第1項では、「著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（中略）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。」こととしており、著作者は、その著作物を公表するか否か、公表するならばその時期をいつとするかを決する権利、すなわち公表権を有している。

ただし、同条第3項第3号では、著作者が、「その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体（中略）に提供した場合」には、「情報公開条例（中略）の規定により当該地方公共団体の機関（中略）が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること」に「同意したものとみなす。」こととしているが、同号では、「開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。」とも規定している。

諮問実施機関の職員の陳述によると、本件開示請求がなされるより前の、市議会百条委員会から諮問実施機関に対して企画提案書の提出を請求された際に、各事業者が開示の意向に関して問い合わせた経緯があるとのことである。企画提案書を非開示とすることについては、5社が賛成、1社が反対、1社が未回答であり、開示することについてどう考えるかとの質問には、5社が非開示、1社が開示、未回答が1社であったとのことである。

審査請求人から開示請求された企画提案書は、いまだ「開示する旨の決定」がなされておらず、これより前の時点において、著作者の多数からそれぞれの企画提案書を非開示とすべきとの意思が示されたものである。これらの意思は、著作権法第18条第3項第3号に規定する「別段の意思表示」に当たるものと認められることから、各著作者は、同号に規定する「情報公開条例（中略）の規定により当該地方公共団体の機関（中略）が当該著作権を公衆に提供し、又は提示すること」に「同意したものとみなす。」ことはできない。よって、同条第1項に規定する公表権は、依然として各著作者が有しており、かつ、その著作物である企画提案書は、いまだ非公開とされているものである。

すなわち、企画提案書には、著作権法の規定により、「法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定等により公にすることができないと認められる情報」が含まれていることから、条例第7条第1号の規定により、非開示情報に該当するものである。

4 復命書の非開示情報該当性について

- (1) 諮問実施機関は、復命書について、「委員会における事業者選考時にそれぞれの委員が発言した審議内容及び事業者に対して付した点数の内容については、設置要領第7条第1項に非公開を原則とする旨が定められており、また、当該委員会において公開すべき項目を限定することが決定されている」ことから、「これらを反故にし、当該内容を開示することは、本件委員からの市に対する信用を失墜」させ、「今後、市においてプロポーザル方式により事業を実施しようとした際の事業者選定時には、評価委員となった者が、それぞれの発言等が明らかになることによる公私にわたる諸活動への影響を危惧することに伴い、議事における積極的な議論や発言を抑制し、又はこれらを避けることとなり、ひいては、適切な審査、評価、決定が期待できなくなり、よって、市にとって最も有益となる事業者が選定されないおそれがある」と主張する。さらに、このことは、「市が担任する事務事業の全てに波及する」ものであり、「今後、市で推進しようとする施策に係る事務事業の円滑な実施が困難となる蓋然性」が生じることから、「率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」として、条例第7条第5号の非開示情報に該当する旨を主張している。

これに対し、審査請求人は、「評価委員は、有識者として専門的知見に基づき議論したものであるから、その議論が公表されることで、「公私にわたる諸活動への影響が危惧される」とか「議事における積極的な発言や議論を抑制し、又はこれらを避けることとなり、ひいては、適切な審査、評価、決定が期待できなくなる」ことなど到底ありえず、「市が「審査に関わる部分について開示することは、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると判断した」とするならば、市自身、評価委員の専門的知見は、後世の批判に耐えられない意見・評価であったと認めるものにほかならず、これは当該評価委員を選任した市の評価委員選任の過誤の問題であり、情報公開を部分開示とする事情とはなりえない」と主張している。

- (2) 設置要領第7条第1項には、「評価委員会は、非公開を原則とする。」旨が規定されてお

り、同条第2項には、「評価委員会における審議の経過及び結果は、優先交渉事業者を選定した後に公表する。」と規定されている。

条例第7条第5号では、「市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」を公にすることにより、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」がある情報を非開示とすることとしている。また、条例第7条第6号では、「市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報とされており、「次に掲げるおそれ」のあるものとして、アからオまでが例示として列挙されている。

- (3) 当審査会において諮問実施機関から提出を受けた資料を見分したところ、第1回の委員会において、評価シートの評価項目及び採点配分が決定されていることが認められた。続く第2回の委員会においては、応募のあった各事業者の企画提案書の内容、具体的には事業収支計画の内容や債務の状況について委員による率直な意見交換が行われ、一次選考通過事業者が決定されているほか、審議の経過及び結果の取扱いについて決定されていることが認められた。さらに第3回の委員会では、一次選考を通過した事業者によるプレゼンを受けて、委員による率直な意見交換により、優先交渉事業者及び次点事業者を決定する議論がなされていることが認められた。

審査請求人が主張するように、復命書に記載された委員の発言部分や、優先交渉事業者決定に至る協議の内容が公開されれば、住民等は、委員の議論をつまびらかに知ることができ、ひいてはより深く優先交渉事業者決定に至る検討の妥当性等について検討することができるという側面は存するものといえる。

しかし、評価シートの評価項目及び採点配分並びに設置要領第7条第2項において優先事業者を選定した後に公表することとされている「審議の経過及び結果」の内容については、上述のとおり評価委員会の会議の過程で決定された事項であると認められることから、条例第7条第5号に規定する「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。そして、これを、評価委員会の会議における決定を反故にして開示した場合は、「評価委員となった者が、それぞれの発言等が明らかになることによる公私にわたる諸活動への影響を危惧することに伴い、議事における積極的な議論や発言を抑制し、又はこれらを避けること」、すなわち「率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」と認められる。よって、上記復命書は条例第7条第5号に該当するものと判断する。

- (4) また、当審査会において資料を見分したところ、これらの復命書には、各事業者の収支計画書や債務の状況その他の企画提案書の内容に関する委員の発言が含まれており、これらの発言を通じて、各事業者の状況を把握し、又は推認し得ることは、前記(3)のとおりであり、これを開示する場合には、「本件事業と同種又は同様の事業に限らず、」 「市の信用の失墜に

より、今後、市で推進しようとする施策に係る事務事業の有効かつ効果的な実施が困難となる蓋然性が生じる」と認められることから、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。よって、条例第7条第6号の規定により、非開示情報に該当するものである。

5 審査請求人及び諮問実施機関のその他の主張について

審査請求人及び諮問実施機関のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、本件審査請求に理由がないものと認められるので、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 諮問実施機関に対する意見

情報公開制度の趣旨は、奥州市情報公開条例第1条に規定されているとおり、「地方自治の本旨にのっとり、行政文書の開示等を求める市民の知る権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加を促進し、もって公正で開かれた市政の推進に寄与すること」である。

今回の事案では、諮問実施機関限りで定めた要領においてプロポーザル企画提案書に係る評価委員会の会議を「非公開を原則とする」としたうえで、同委員会の会議において「公開すべき項目を限定する」こととしたものである。

諮問実施機関は、このような経緯を理由に挙げて行政文書の部分開示決定処分を行ったものであり、反射的に「市民の知る権利」が制限されるに至ったものであるが、このような運用は、情報公開制度の趣旨を没却するおそれがある。

よって、当審査会は、諮問実施機関が情報公開制度の趣旨に鑑み、条例を適切に運用し、もって公正で開かれた市政を推進するよう、奥州市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第1号の規定に基づき意見する。

第7 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年月日	経過
平成28年10月21日	諮問書の受理、審議
平成28年11月14日	審議、答申